

第1 基本的考え方

1 持続性の高い農業生産方式導入の位置付け

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の基本理念の一つとして「農業の持続的な発展」が掲げられ、第32条では「自然循環機能の維持増進」を図るために必要な施策を講じることとされている。これを受け、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」（以下、「持続農業法」という。）が新たに制定され、都道府県が、土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術を一体化した持続性の高い農業生産方式の導入促進を図ることとされている。

2 導入指針の策定

持続農業法第3条第1項に基づき、本県における主要な農作物について、農業者が目標とすべき作物別・地域別の具体的な生産方式を明らかにするため、地域の特性に即して次に掲げる事項を定めるものである。

(1) 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

持続性の高い農業生産方式とは、持続農業法第2条に次のとおり定義されている。

「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 1 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

○ 具体的技術内容

技術名	概要
1 有機質資材施用技術	
①たい肥等有機質資材施用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づき、たい肥等有機質資材を施用する技術
②緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、レンゲ等の緑肥作物を栽培して農地にすき込む技術
2 化学肥料低減技術	
①局所施肥技術	肥料を作物の根の周辺の肥料が利用されやすい位置に集中的に施用する技術
②肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
③有機質肥料施用技術	なたね油かす等の有機質肥料やたい肥その他の特殊肥料を化学肥料に代替して施用する技術
3 化学農薬低減技術	
①温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、付着した有害動植物を駆除する技術
②機械除草技術	機械を用いて、畝間・株間に発生した雑草を物理的に駆除する技術
③除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行なわせる技術

④生物農薬利用技術	天敵等を利用し、病虫害を駆除する技術
⑤対抗植物利用技術	土壌の有害動植物を駆除、まん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術
⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術	病虫害に対して抵抗性を持つ植物（品種・台木）を利用することにより、被害を軽減する技術
⑦天然物質由来農薬利用技術	有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示 1605 号）別表 2 に掲げる農薬（有効成分が化学合成されていないものに限る。）を利用する技術。
⑧土壌還元消毒技術	土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑨熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害植物を駆除する技術
⑩光利用技術	有害動植物を誘因、忌避または生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術
⑪被覆栽培技術	不織布、フィルム等の被覆資材により作物を病虫害から物理的に隔離する技術
⑫フェロモン剤利用技術	害虫のメスが放出するフェロモンを利用し、オスをトラップで捕殺、交信を攪乱する技術
⑬マルチ栽培技術	田畑の表面を紙、フィルム等で被覆し、有害動植物のまん延を防止する技術

なお、導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容については、次の点に注意する。

- 有機質資材施用技術

たい肥等を施用する場合の使用の目安は、牛ふんたい肥を前提にしているのので、他の材料を用いたたい肥の場合は、作物別施肥基準を参考に施用量を調整すること。
 - 化学肥料低減技術

使用の目安にある慣行とは特別栽培農産物の表示ガイドラインにおける県慣行レベル等における化学肥料由来の窒素成分量を基準とする。なお、県慣行レベルについては県ホームページで公開している数値を参照する。

記載している技術の導入により、通常行われる施肥と比較して、化学肥料の施用を3割程度減少させることが期待される。また、肥効率を向上させることにより、窒素施肥量の削減も目標とする。
 - 化学農薬低減技術

使用の目安にある慣行とは特別栽培農産物の表示ガイドラインにおける県慣行レベル等における農薬散布回数を基準とし、使用回数の対象となる農薬及び計数方法（種子から収穫までの期間、有効成分ごとに使用した回数の累計）は、同ガイドラインに従う。なお、県慣行レベルについては県ホームページで公開している数値を参照する。

また、各技術の使用の目安は、必ずしも5年後の目標とすべき量ではなく、作物によっては、長期的に目標とすべき量を記載しているものもある。
- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項
- ア 持続性の高い農業生産方式の選択及び導入にあたっては、農業技術センターの指導を受けることが適当である。
 - イ 施肥量の算出のためには、土壌診断が不可欠である。

このため、JA土壌診断センター等において土壌診断を受け、農業技術センターの指導を受けることが適当である。

なお、たい肥及び有機質肥料等の有機質資材の利用にあたっては、地力窒素を含めた診断が必要とされているが、その実用的な診断手法については、現在、研究段階にあるため、診断項目には含めないものとする。

3 作物の選定について

本県の自然条件や地域の特性に即し、次の事項を考慮して、作物を選定した。

- ・ 試験研究機関での成果があり、収量・品質が安定しているもの
- ・ 持続性の高い農業生産方式を構成する技術の導入が可能なもの
- ・ 関係機関の支援、指導が可能なもの

なお、本指針に記載のない作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたっては、本県における栽培状況等を勘案し、県審査会において個別に判断する。